

木簡学会会則

- 五 の他の前条の事業に参加することができる。
- 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあつた場合に
は、委員会はこれを除名することができる。
- 第六条 本会は次の役員をおく。
- | | |
|-------|-----|
| 1 会長 | 一名 |
| 2 副会長 | 二名 |
| 3 委員 | 若干名 |
| 4 監事 | 二名 |
- 第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。
ただし、再任はさまたげない。
- 一 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。
- 二 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を
代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。
- 三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を
代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。
- 四 監事は会計および会務の執行を監査する。
- 第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する者は会
員になることができる。
- 一 本会に入会しようとするものは、会員二名の推薦を必要と
し、委員会の承認を得なければならぬ。
- 二 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は
総会において決定する。
- 三 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、そ
- 第六条 本会は木簡学会と称する。
- 第一条 本会の事務所は奈良県内に置く。
- 第二条 本会は木簡に関する情報の蒐集・整理し、木簡そのものに
ついての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及
をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。
- 第三条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行なう。
- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
 - 2 研究集会の開催
 - 3 会誌『木簡研究』その他の刊行
 - 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡お
よび協力
 - 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 第八条 本会は毎年一回総会を開く。
- 第九条 本会の経費は会費および寄付金をもつてあて、総会におい
て会計報告を行なうものとする。
- 第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。
- 第十一条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細
則を定めることができる。